(8) 定員の状況 部門別職員数の状況と主な増減理由

あきる野市役所 ☎(042)558-1111代

(各年4月1日現在)

| 区 | 分 | 職員数 | | 対前年増減数 | | 数 | ナな検討理由 | |
|--------|------|-------------|-------------|--------|------------|---------------|--|--|
| | | 令和4年 | 令和5年 | 増員数 | 減員数 | 差引 | 主な増減理由 | |
| | 議会 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 総務 | 106 | 112 | 8 | Δ2 | 6 | 移住・定住担当の新設に伴う増(3)、防災・減災関連業務の増加に伴う増(1)、育休による一時的な重複配置に伴う増(1)、人員配置の適正化に伴う減(Δ1)等 | |
| | 税務 | 34 | 34 | 0 | 0 | 0 | | |
| カルスプマト | 民生 | 106 | 118 | 14 | Δ2 | 12 | 子ども子育て拠点施設充実による組織改正に伴う増(8)、休職・育休による一時的な重複配置に伴う増(4) | |
| 一般行政部門 | 衛生 | 44 | 35 | 2 | △11 | △9 | 浄化槽係の再任用短時間職員補充の解消に伴う増(1)、子ども子育て拠点施設充実による組織改正 に伴う減(Δ7)等 | |
| | 農林水産 | 10 | 8 | 0 | Δ2 | $\triangle 2$ | 農林課の再任用短時間職員補充に伴う減(△1)、管理課の事業見直しに伴う減(△1) | |
| | 商工 | 15 | 16 | 1 | 0 | 1 | 観光関連業務促進に伴う増(1) | |
| | 土木 | 37 | 42 | 5 | 0 | 5 | 管理課の事業見直しに伴う増(2)、引田地区区画整理事業の業務の増加に伴う増(2)、育休による一時的な重複配置に伴う増(1) | |
| | 小計 | 358 | 371 | 30 | △17 | 13 | | |
| 特別行政 | 教育 | 76 | 73 | 3 | △6 | △3 | 指導室業務の増加に伴う増(2)、育休による一時的な重複配置の解消に伴う減(△2) 等 | |
| 部門 | 小計 | 76 | 73 | 3 | △6 | $\triangle 3$ | | |
| 普通会 | 計計 | 434 | 444 | 33 | △23 | 10 | | |
| 公営 | 下水道 | 8 | 6 | 0 | $\Delta 2$ | $\Delta 2$ | 下水道事業の見直しに伴う減(Δ1) 等 | |
| 企業等 | その他 | 28 | 29 | 1 | 0 | 1 | 育休による一時的な重複配置に伴う増(1) | |
| 会計部門 | 小計 | 36 | 35 | 1 | △2 | $\triangle 1$ | | |
| 合 | 計 | 470 (29) | 479 (29) | 34 | △ 25 | 9 | | |

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員を除いています。
 - 2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(9)給与水準

令和4年4月1日現在で、国の一般行政職職員の給与を100とした場合、東京都は100.6で、あきる野市は99.2です。都内26市中で15番目となっています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間(令和5年4月1日現在)

職員の勤務時間は、基本型は午前8時30分から 午後5時15分までの1日7時間45分、週38時 間45分です。

(2)休暇の状況

休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、公民権 行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早 期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育 児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看 護休暇、生理休暇、慶弔休暇、感染症予防休暇、災 害休暇、事故休暇、業務停止休暇、骨髓液提供休暇、 ボランティア休暇、夏季休暇、短期の介護休暇及び 介護休暇、介護時間があります。

令和4年の年次有給休暇の平均取得日数は10. 6日です。

5 職員の休業の状況

育児休業の状況(令和4年度)

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、 子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、 子が3歳に満たない場合は「育児休業」を、小学生 未満の場合は1日の勤務時間のうち2時間を限度と して勤務しないことができる「部分休業」を取得す 7 職員の服務の状況 ることができます。

| | | (単位:人) |
|---------------|-----|--------|
| 区分 | 男 性 | 女 性 |
| 育児休業の承認件数 | 2 | 10 |
| 育児休業期間延長の承認件数 | 0 | 0 |
| 部分休業の承認件数 | 3 | 15 |

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責 を十分に果たすことができない場合に、本人の意に 反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。 分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類が あります。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道 義的責任を問うことにより、公務における規律と秩 序を維持することを目的とする処分です。懲戒処分 には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。 令和4年度の分限懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

| 区 公 | 分 限 処 分 | | | | 懲 戒 処 分 | | | |
|------|---------|----|----|----|---------|----|----|----|
| | 免職 | 休職 | 降任 | 降給 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 処分者数 | 1 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益の ため勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げて職 務に専念しなければなりません。職務遂行に関して 職員が守るべき義務は次のとおりです。

- ●法令等および上司の職務上の命令に従う義務
- ●職務に専念する義務
- ●信用失墜行為の禁止
- ●秘密を守る義務
- ●政治的行為の制限
- ●争議行為等の禁止
- ●営利企業等の従事制限

8 退職管理の状況

令和4年度末における退職者(課長級以上)の再 就職の状況

国の機関等 0人 民間企業等 0人

| 元 |
|---|
| |

融号缸板宝炼出刀 (今和 4 年度)

| 臧貝饼修 | 《実施状况(令) | 和4年月 | 乞) | (単位:人) |
|------------------|---------------------------|------------------|----------|--|
| | 研修種別 | | 受講 者数 | 備考 |
| 派 | 東京都市町村 | 職層別 研 修 | 149 | 新任研修、係長研修、課長研修、能力向上部門研修 |
| 派遣研修 | 職員研修所 | 選 択 研 修 | 81 | 法務研修、自治体経営研修、情報処理研修、専門職 研修、技術職研修、実務研修、特別研修 |
| 修 | | 実務研 修 等 | 11 | 市町村職員中央研修所、国土交通大学校、日本経営協会、東京都立多摩総合精神保健福祉センター 等 |
| | 小 計 | | 241 | |
| 汝山 | | 一 般 研 修 | 148 | 新任職員研修、2年目職員研修、新任主任研修、新任係長·主査研修、新任課長研修、評価者研修 |
| 独 自 研 修 | 市 | 実 務 研 修 | 24 | 文書作成研修 |
| 修 | | 特 別 研 修 | 164 | 普通救命講習、公務員倫理研修、ゲートキーパー研修、 働きやすい職場づくり研修 |
| 研啓自 修発己 | 研啓自 通信教育講座 修発己 受講料助成事業 | | | (学) 産業能率大学 等 |
| 修場研 | 修場 市 | | | 企業版ふるさと納税、インボイス制度について、自治 体職員に求められる情報分野の専門性について、東 京都災害情報システム(DIS)について 等 |
| | 小 計 | | 758 | |
| | 合 計 | | 999 | |

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)福利厚生制度

職員の厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、あきる野市職員 互助会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

この互助会は、職員の会費および市の補助金などで運営されています。職員の会 費は毎月の給料月額に1000分の5を乗じた額で、市の補助金は令和4年度実績 で職員1人当たり5.000円です。運営費の構成は職員の会費1に対して補助金 は0.27の割合となっています。

また、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員の掛金と市の負担 金の財源により、短期給付事業(医療等)、長期給付事業(年金関係)、福祉事業(住 宅貸付等)を行っており、国民年金、厚生年金健康保険及び国民健康保険などと同 様に社会保険制度の一環とされています。

(2)健康診断の実施状況(令和4年度)

(単位:人)

| 区 分 | 受診者数 | 区 分 | 受診者数 |
|--------|------|---------------|-------|
| 定期健康診断 | 501 | 蜂アレルギー抗体検査 | 32 |
| 胃検診 | 72 | B型・C型肝炎抗原抗体検査 | 11 |
| VDT検診 | 131 | B型肝炎予防接種 | 6 |
| 婦人科検診 | 82 | ストレスチェック | 525 |
| | | 計 | 1,360 |

(3) 公務災害補償の状況

公務上および通勤途上の災害により、負傷また は死亡した場合には、地方公務員災害補償基金か ら一定の補償が行われます(令和4年度中に認定 された件数)。

| | (| 単位:人) |
|------|----|-------|
| 区分 | 傷病 | 死亡 |
| 公務災害 | 4 | 0 |
| 通勤災害 | 1 | 0 |

11 公平委員会の業務の状況

あきる野市は、12市5町8村14一部事務組合で共同設置している東京都市町 村公平委員会に加入しています。業務内容としましては、職員の給与、勤務時間 その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し必要な措置をとります。また、 職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決をしています。

(1) 勤務条件等に関する措置の要求の状況

(単位:件)

| (+E-1 | | | | | | | | |
|----------------|----------------|------|-----------|--|--|--|--|--|
| 前年度からの 継続案件 | 令和4年度 要求事案数 | 完結件数 | 翌年度継続 件 数 | | | | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |

(2) 不利益処分に対する審査請求の状況

| (2) 不利益を対に対する番目明水の状況 (単位・杆) | | | | | | | | |
|-----------------------------|------------------|------|--------------|--|--|--|--|--|
| 前年度からの 継続案件 | 令和4年度 審査請求事案数 | 完結件数 | 翌年度継続 件 数 | | | | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |